

## 法哲学演習（第4回 2005年5月2日）

「シートベルトの義務化」

担当者：阿部宏央・前川真理世

### 1. 要約

今回のレジュメは、一見本人だけに害が及ぶことへの自己決定に法律がどんな理由でどの程度介入することが出来るのか、それらに義務付けや罰則を設けることは適切であるかという疑問についてヘルメットやシートベルトの着用や喫煙を例にあげて考察したものである。

#### ヘルメット・シートベルト～着用義務～

今章ではヘルメットとシートベルトの着用を権力が強制出来るかという問題について論じられている。わが国ではその正当性について争われていないがアメリカではヘルメットの着用義務について争われほとんどの州で合憲となった。しかしその根拠はさまざまでもそれらも十分なものとは言いがたい。筆者は着用の義務付けにより侵害されるものが必ずしも重要な意味をもたないことから言えば、強制も可能だが、強制の方法とも関連すると指摘している。

#### ヘルメット・シートベルト～過失相殺～

強制には様々な方法が考えられる。ここでは不着用の過失相殺はそのひとつとして機能するか、またその過失相殺が可能かという問題を考えている。裁判では当初ヘルメットの不着用による過失相殺は否定されていたが昭和52年以降過失相殺はすべて肯定されている。近年ではシートベルトに関しても着用率の上昇からか、わずかであるが過失相殺が認められた例がある。またこの「過失」は法律上の注意義務と関連するかという問題を挙げ、法律違反と密接に関連するが必ずしも一致する必要はないとしている。

#### 喫煙について

※喫煙は私事か？

喫煙の害が本人だけにとどまるならば、喫煙は本人の決定に委ねられるべき私事である。

→合理的に内容を理解して自由な選択をさせるためには有害表示は必要。しかし現在の日本の有害表示は不十分。

しかし、喫煙の害は他人にも及ぶので喫煙は私事にとどまるとはいえない。つまり他人への害の防止という意味でもっと規制を加えてもよい。

## 2. 引用

「他人への危害の防止の場合にだけ権力行使が正当とされればこうした規定は、正当化されえず、本人が思うがままにまかせるべき私的事柄ではないか」←p 114  
ここで筆者は着用義務の正当性の裏づけを試みている。

- ① 罰則規定がない以上権力の行使とはいえない。
- ② 着用と不着用の優劣については明らかであり、着用に伴うマイナスはほとんどない。
- ③ 着用しない自由というのはきわめてささいなものである。
- ④ 不着用による他の事故の誘発や、自らの被害の拡大は余分な医療費、社会保障を発生させるので、必然的に公的負担を増加させる。

以上より、ヘルメットやシートベルトの着用の強制は、個人の自己決定権への侵害にはあたらない、ただし義務づけの方法も十分な検討が必要であるとしている。

「着用を強制するものとして、過失相殺を考えることには問題がある。」←P149

ここでは

- ① 過失相殺というかたちでマイナスサンクションを加えることが自己決定への不当な干渉になるか
- ② 制裁的な意味を含めて過失相殺を考えることは、自己決定と関連するかという2点から結論を出している。
- ①. 過失相殺というマイナスサンクションを認識させることで間接的にドライバーに着用を強制することは適切でないか、ということである。シートベルトをすることで軽減することが出来たかもしれない被害を、着用しないという選択をしたために拡大させたという点で、自分のしたことに責任をもつという意味で自己決定そのものといえる。よって不当な干渉にはあたらない。
- ②. ①で過失相殺が自己決定への不当な干渉ではないとしたうえで、過失相殺がその「自己決定」に基づいて考えられているのか、ということである。シートベルトの不着用という、事故を想定して少しでも被害を軽くしようとする努力義務を怠ったので、ペナルティーとして損害を減らされても当たり前ではないかという考えをあげた上で、不着用に因るより深刻な被害そのものこそがペナルティーであって、賠償額まで減らす必要はないという対立意見をあげている。そして加害者の負担が増大していても被害者がその増加分について、積極的な利益を得るわけではないので増加分の賠償もさせてもよいとしている。

この場合の過失相殺の持つ意味は、シートベルトの着用を強制することではなく、損害の公平な分担という考え方に基づくものとして考えるべきである、という理論である。

『合理的に内容を知らされていて、はじめて自由な選択がなされる』とすれば、その行為のもたらす、危険、害の可能性と大きさを告げることは、望ましいだけでなく、必要とされる」←P169

喫煙するか否かの選択が自己決定であるならば製造者や政府には喫煙による健康障害について詳しい情報提示が求められる。しかし、現在日本のタバコには有害表示とは言いがたい注意書きが書かれているだけである。筆者は有害表示はこれ以上タバコの害が広がるのを防止することを目的とするものであるとして、適切な有害表示をすれば、喫煙を始めるかどうか、続けるかどうかに影響を与えうるとしている。

### 3・問題の定式化

I あなたは車のシートベルトやバイクのヘルメットの着用義務についてどの程度重要と考えていますか？たとえば助手席に乗っているときや高速道路を運転するときシートベルトをつけていますか？

II シートベルトを普及させるためにもっと義務を強化すべきだと思いますか？また強化すべきと思う人はどのような方法で強化すべきだと思いますか？

III ヘルメットやシートベルトの不着用による過失相殺が着用率の上昇につながると思っていますか？

IV 現在タバコには有害表示とはいえない注意表示をすることどまっているが、有害である旨の表示を強化することで喫煙率は下がると思えますか？また有害表示で製造者は責任を果たしているといえると思えますか？

V 事故の損害の拡大を承知でシートベルトを着用しないことと、健康障害を承知で喫煙することに何か違いはあると思えますか？